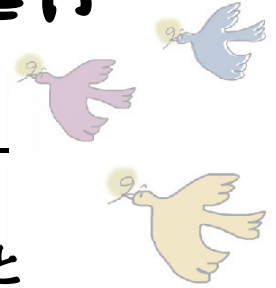




平和を実現する人々は幸い

日本聖公会正義と平和委員会 憲法プロジェクト
〒162-0805 東京都新宿区矢来町 65 TEL: 03-5228-3171



改憲論議が進むなかで想うこと

いけ ずみ よし のり
池 住 義 憲

(中部教区 名古屋聖ステパノ教会信徒)

憲法は国への「命令書」

いま必要なのは、「改憲論議」ではない。必要なのは、「憲法の精神をどう生かすかの論議」です。政府と国会は、憲法を尊重し擁護する義務・責任を負っています。震災被災者・避難者らの生活再建、生業の補償問題や、経済的・社会的に困難な状況に押しやられた人々を最優先し、憲法 25 条の生存権や 13 条の幸福追求権など憲法諸原則に則って、どう実行するか、が問われているのです。

憲法は、首相・大臣・国会議員・裁判官ら公務員への「命令書」です。命令発信者は、主権者。国家が暴走して侵略戦争に突き進んだ取り返しのつかない過去の罪悪を、今後再び繰り返させないための「命令書」です。権力の乱用を防ぐために、また「少数者の人権を守るため、多数に基づく民主的政治に時として縛りをかけるもの」(伊藤真さん、2012年5月3日中日新聞)です。

戦争と武力による威嚇・行使を永久に放棄した 9 条は、そのための中心を成す柱です。自衛隊を「国防軍」とし、自衛権の保持を明記した自民党の「憲法改正草案」(2012年4月27日公表)論議など、とんでもない。

自民党案の前文には、「日本国は、…国民統

合の象徴である天皇を戴く国家であって…」とあります。「象徴」に止まらず天皇が主権者の上に立つ、というものです。主権在民という現憲法の基本理念をぼやかし、天皇元首制復活へと道を開くものです。

憲法には、主権者の義務・責任が書かれている箇所があります。それは、「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」としている 12 条です。

今こそ、いや今だからこそ、私たちの「不断の努力」がより求められていると思います。私たち教会に連なる者の姿勢と役割を、こうした視点から改めて捉え直し、行動を起すようにしたいものです。憲法を、国から私たちへの「命令書」「指示書」に変質・改悪させないために。

「震災・惨事便乗型」改憲を見抜く

もう一つ。いま必要なのは、「権力権限集中論議」ではない。逆です。「憲法の地方自治の精神を生かし、権力分散、地方主権を進める論議」が必要です。自民党の憲法改正草案では、大規模自然災害などの時、政府に権限を集中させ、基本的人権を停止し、法律を制定

しなくても政令で国民を国の指示に従わせる「緊急事態条項」新設が盛り込まれています。

内閣総理大臣が緊急事態宣言を出したら、通信の自由、居住・移転の自由、表現の自由、財産権など憲法第三章にある基本的人権は、総理大臣の指示によって制限されてしまうことになる。震災・惨事に便乗した「緊急事態条項」新設の真のねらいは、軍事的緊張の際、政府に非常権限を集中させる点にあります。

震災対応は、政府が現行の法令を迅速かつ適切・有効に執行することで可能です。地方自治体が迅速に判断・決定・執行する裁量（権限）を増やし、それをより可能にする必要且つ適切な調整・判断を国が滞りなく行うことで可能です。現行憲法に不備があるわけではない。問題のすり替えに騙されてはいけません。

舵を切り直す

さらにもう一つ。いま必要なのは、「日米軍事同盟の防衛協力強化」ではない。そうではなく、「憲法の平和主義を生かして軍事力によらない世界とアジアの平和に貢献する国へと舵を切り直すこと」です。

去る4月30日、民主党政権で初めて公式訪米した野田首相は、会談後の日米共同記者会見で、アジア・太平洋地域での防衛協力に大きく踏み込んだ発言をしました。日米同盟は、未踏の領域へ歩みだしたのです。

これまでは日本の防衛という枠組みだったが、これからはアジアの治安維持の責務を日本がさらに「分担」する関係へとシフトしました。日米安保条約がアジアの安定装置へと変貌しました。自民および自公政権もできなかった米軍との一体化に突き進むこととなったのです。

これが「対等な日米関係」である、としています。野田政権がこれまでおこなってきた武器輸出三原則の緩和、PKO五原則の緩和、非核三原則の緩和、南スーダンへの自衛隊派

兵、グアムや北マリアナ諸島での日米共同軍事訓練、さらにはホルムズ海峡への派兵検討などは、すべてこうした日米同盟「深化」発言の布石であったことがわかります。

「対等な日米関係」づくりとは、日米安保条約という軍事条約を「日米平和友好条約」に変えていくことだと私は思っています。それぞれの国の最高法規である憲法の基本精神を互いに尊重し、日本は世界に誇る9条を持つ国として、対等に、徹底した非軍事・平和外交で臨むことだと思います。

軍事力行使で“テロ”の根絶や紛争・対立の解決ができないことは、東西冷戦構造終結後20数年の歴史を見ただけでも明らかです。軍事力によらず、現行平和憲法を生かして世界とアジアの平和に貢献する国へと舵を切っていくことが真に求められています。

一つの提案

ではどうしたらいいか。私は、現実的で十分実行可能なものの一つとして、日本が2004年に加入した「東南アジア友好協力条約」（TAC、1976年締結）で積極的役割とリーダーシップを発揮することを提案したい。

TACは、現在、ASEAN加盟10カ国のほかにオーストラリア、ニュージーランド、中国、韓国、ロシア、インド、フランス、米国、朝鮮民主主義人民共和国、カナダ、トルコなど18カ国が加入し、計28カ国となっています。欧州連合（EU）も加入を表明しているので、EU正式加盟後は54カ国（世界人口の約7割）にまでに広がります。

条約には、1）武力による威嚇または武力の行使の放棄、2）紛争の平和的手段による解決、が明記されています。戦争放棄を定めた日本国憲法とほぼ同じです。加入国間で争いが起きても、「武力による威嚇」や「武力の行使」を慎み、常に加入国間で友好的な交渉を通じて紛争の解決に当たる。当事国だけで

解決することが難しい場合は、加入国の閣僚級代表でつくる理事会が仲介する。もし域外から「脅威」があっても、TAC 加入国は集団的に軍事力に対応することはしない。その代わりに、戦争放棄を決めた条約（TAC）の加入国を増やしていくことに全力を傾ける。そうすることで平和を実現する。これが TAC の基本精神、基本姿勢です。

*

平和づくりは、非軍事的手段、平和的手段、相互不可侵、政治・経済協力を通して可能になります。TAC と日本国憲法は、アジア・太平洋地域で平和と安定を高め「平和の共同体」を創る規範になるべきものです。憲法を変える必要は、ありません。憲法を生かし、憲法の基本精神を世界に広げ、憲法を実行することです。

(2012年5月3日夜記)

「憲法審査会」とは？

池住義憲さんもお指摘されるように、憲法改憲の動きが着々と進められています。ところが、改憲時に重要な役割を担うであろう「憲法審査会」については、世の中の関心が浸透しているとは言えないようです。

Q：憲法審査会とは何ですか？

A：憲法改正案の原案、改正の発議、国民投票に関する法律案等を調査・審査する機関です。

Q：委員は何人で構成されていますか？

A：衆議院の憲法審査会は50人、参議院の憲法審査会は45人の委員で組織されています。

Q：委員はどのように選ばれるのですか？

A：衆議院の憲法審査会も参議院の憲法審査会も、各会派の所属議員数の比率から各会派に割り当てられます。

Q：そうすると憲法審査会の会長は、多数会派から選ばれるのですか？

A：原則は委員の互選です。そして会長には代表者としての役割があります。

Q：会長の役割は何ですか？

A：まず会長は幹事会（数人の互選された幹事で構成）を開いて、憲法審査会の運営を協議します。順次説明します。

Q：憲法審査会はいつ開かれるのですか？

A：国会の会期中であるなしを問わず、いつでも開くことができます。この日時を決めるのも会長です。

Q：議決の条件は何ですか？

A：会議が成立するためには、委員の半数以上の出席が必要です。そして出席委員の過半数で議決されますが、可否同数の時は会長が決めることができます。

Q：会議は公開ですか？傍聴できますか？

A：公開することにはなっていますが、非公開とすることもできます。また傍聴に関しても、会長が傍聴を制限し、傍聴人の退場を命ずることもできます。

Q：公聴会はあるのでしょうか？

A：憲法改正案については、公聴会を開かなければならないとされています。

Q：会議録の扱いはどうなっていますか？

A：会議録は印刷して各議員に配布されます。会長が取り消させた発言については印刷されません。

Q：衆議院・参議院の合同の憲法審査会がありますか？

A：衆議院の憲法審査会長と参議院の憲法審査会長とが協議をして、開くことができます。

各地から (1)

路上・野宿生活者や生活困窮者、日雇労働者のための支援活動の一部を紹介します

◎すみれ会 (京都教区 桃山基督教会)

京都寄り添いネット、京都夜回りの会、ふるさとの家の三ヶ所に、物資(毛布、防寒服、タオル、歯ブラシ、カイロ、米)を届けている。教会員を中心に幼稚園の父母にも協力を呼びかけている。

〔活動場所〕 京都教区 桃山キリスト教会

〔活動日〕 11月～12月

〔お問い合わせ先〕 桃山基督教会 すみれ会 前河郁子
612-8039 京都市伏見区御香宮門前町184

◎炊き出し会 (正式名称はなし、神戸教区 広島復活教会)

二か月に一回、広島復活教会の東隣の上幟町公園に椅子、机を出してホームレスの人たちにカレーなどを出して、食べて、一息話をする会を催している。

この活動は、8月5日の平和礼拝と一緒にしているカトリック幟町教会(大聖堂)の皆さんと共に行われている。

〔活動日〕 偶数月の第四日曜日夕方5時から

〔お問い合わせ先〕 広島復活教会
電話 082-227-1553
広島市中区上幟町10-11



◎釜ヶ崎キリスト教協友会「ふるさとの家」への関わり

大阪教区から釜ヶ崎担当として釜ヶ崎に執事を派遣、「ふるさとの家」にて釜ヶ崎(あいりん地区)労働者支援に加わっている。教区の教会、婦人会、学校からの支援もある。

〔連絡先〕 大阪教区釜ヶ崎担当 田宮紘

◎ヨハネパンツの会 (東京教区 浅草聖ヨハネ教会)

野宿・路上生活者のために男性用トランクスを縫製し、山谷のほか横浜、名古屋の聖公会活動団体に無料提供している(昨年度は2100枚、教会内有志による会費制カンパとボランティア奉仕)

〔活動日〕 裁断は教会で。裁縫は数人が自宅作業。

〔連絡先〕 浅草聖ヨハネ教会 〒111-0051 東京都台東区蔵前2-7-6
電話: 03-3851-9521 FAX: 03-3851-8512

◎浅草聖ヨハネ教会日曜給食活動（東京教区 浅草聖ヨハネ教会）

■給食を望み教会に来る人たちへの給食活動

公式に活動開始してから11年目、250グラムの鶏五目炊き込みご飯のパック詰めお弁当約550食を毎週日曜日（9時半～9時50分）に配っている。昨年度の年間配食数は21300食（1回平均495食）で、2010年度よりやや減少。今年の場合、1回の最少量は333食、最多量は569食となっている。この活動には、教区内の3教会から炊出しと搬送の協力をいただいている。また、他教会や他教派の教会員、近隣の方々、聖公会関係学校の教員や生徒が参加しているほか、広域関係者から献金、献米を頂戴している。

■生活法律無料相談会への協力

給食活動に関連して、「ホームレス総合相談ネットワーク」の法律家らによる野宿・路上生活者のための無料相談会に会場を提供しているほか、ボランティアとして協力している。

〔活動場所〕 浅草聖ヨハネ教会

〔活動日〕 給食活動...毎週日曜日（米研ぎなどは前日土曜日）

生活法律無料相談会への協力...2か月（奇数月）に1回

〔連絡先〕 浅草聖ヨハネ教会 〒111-0051 東京都台東区蔵前2-7-6

電話：03-3851-9521 FAX：03-3851-8512

◎聖公会野宿者支援活動・渋谷

2004年12月に活動を開始。

渋谷区役所駐車場を中心に、給食活動のほか、生活支援（物資提供、病院同行など）、越年越冬活動への参加、新たな生活への支援（生活保護申請同行やアパート探しの手伝い、生活法律相談会の実施や協力など）、「排除」など路上・野宿生活者の尊厳やいのちを脅かす問題についての取り組みなどを行っている。

毎週金曜日の配食数は、現在4か所で約220～250食。

〔活動場所〕

準備・調理：渋谷聖ミカエル教会

配食：渋谷区内の4か所

〔活動日〕

給食活動：毎週金曜日(定期)、
日曜日(不定期)

生活相談や支援：随時

〔お問い合わせ先〕

代表：楡原民佳



「君が代」 1・16 最高裁判決と 大阪府の教育状況

きしだ しずえ
岸田 静枝

(東京教区 清瀬聖母教会 信徒)

東京都教育委員会は2003年『10・23通達』以降、都立校、公立小中学校の卒業式・入学式等では、「日の丸」に正対し、「君が代」を起立して斉唱すること、音楽専科教員は「君が代」のピアノ伴奏をすること、という職務命令を、各校長に発出させてきました。校長の職務命令に従わなかったことを理由に処分された教職員は、2012年5月現在で、441名です。

「君が代」処分の取り消しを求めた裁判では、昨年の5月から相次いで12件の最高裁判決が出されましたが、すべて敗訴でした。しかし一方、係属中の3件で弁論が認められました。最高裁で弁論が開かれるということは、棄却された一審（地裁）二審（高裁）判決が見直されることを意味します。

3件の二審判決は、「君が代」処分は違法ではないとする2件、そして1件は、都教委の裁量権逸脱・濫用を認めた相反する判決であったことから、ふたつの判決の整合性をどのように考えるのか、具体的には、「戒告」「減給」「停職」処分のどこで線引きをするのか、あるいはしないのが注目されました。

職務命令は憲法第19条に違反する・しない

2012年1月16日の最高裁判決は、上司(校長)の職務命令に違反をしたのだから、公務員として何らかの罰則は必要である。ゆえに「戒告」処分は止むを得ないだろう。しかし、「減給」や「停職」処分はやり過ぎ、つまり「裁量権の範囲を逸脱」していると、「戒告」と「減給」の間に線引きをしました。

当初予想された、「減給」と「停職」の間の線引きではなくなったから「一部勝訴」であるとの評価もありますが、校長の職務命令は、憲法第19条（思想及び良心の自由）に違反しないことを前提の判断です。憲法第19条に違反しているか否かの主張は、「君が代」裁判の核心部分ですから、そこを崩せていない以上、一部であろうと「勝訴」の評価はできないと思います。

裁判官の反対意見と補足意見

2月末に退官した宮川光治裁判官は、光市母子殺害事件死刑判決で「審理を差し戻すべき」と反対意見を述べたとして記憶に新しいところですが、「君が代」1・16最高裁判決でも、校長の職務命令は憲法第19条に違反しているという結論に加えて、他の4人の裁判官が容認している「戒告」処分についても、職務命令を理由として懲戒処分を科すことは不公正であると、反対意見を述べています。

また補足意見の櫻井龍子裁判官は、卒業式・入学式は毎年必ず举行されること、懲戒処分が加重累積されてゆく過酷な結果が、教職員に与える葛藤について言及していますが、それならばなぜ、必然性もないのに敢えて卒業式・入学式等に「日の丸・君が代」を強制する都教委を追認する判断をしたのか、理解に苦しむところです。



「戒告」処分は適法という、お墨付き

校長の職務命令に従わず、「君が代」斉唱時に起立をしない、あるいはピアノ伴奏を拒否することに対する懲戒処分は、「戒告」処分を含めて極めて重い処分です。その重い懲戒処分の枠内で、「戒告」は懲戒処分の中で最も軽いと処分の軽重を論じて、「戒告」処分を適法する根拠にはなりません。

1・16最高裁判決では、「停職」処分の2名を分断しました。1人に対しては、不起立行為以外の過去の処分歴等に基づいて許容し、もう1人に対しては、裁量権の範囲を逸脱するものとして、高裁に差し戻しました。「減給」処分の1人についても処分を取り消しましたが、約170名の「戒告」処分は、適法としました。

さらに1月24日付けで都教委は、『国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、平成24年1月16日の最高裁判決でも改めて認められたところである。』と、徹底を再認識させる通知を出しています。

3月の卒業式で処分された3名の教員は複数回の不起立でしたが、これまでのような累積処分にはならず、全員「戒告」処分でした。1・16最高裁判決の反映と評価する向きもありますが、「日の丸・君が代」の強制が根本的に解決したわけではないことを、忘れてはならないと思います。

大阪府では32名が「戒告」処分

昨年度は不起立の教職員は90名、しかし処分はなかったそうです。今年2月3月の卒業式では、「君が代」不起立者は「戒告」処分とし、さらに再任用あるいは再任用の継続を、一方的に取り消しました。

昨年6月に「日の丸」の常時掲揚と「君が代」の起立斉唱を義務付ける条例が成立、今

年3月には大阪府議会で、「教育行政基本条例」「府立学校条例」「職員基本条例」が可決成立しました。

「教育行政基本条例」には、知事が教育目標を設定でき、教育委員の罷免権も持つと明記されています。「府立学校条例」には、3年連続定員割れの府立高校の再編・整備、校長の公募と権限強化、不適確教員を免職対象にできるとしました。「職員基本条例」には、教職員の「君が代」起立斉唱、「同一の職務命令に3回違反すれば分限免職の対象とする」と規定しています。

1・16最高裁判決によって、一定の歯止めができた、大阪府へ与える影響は大きいだろうと言われていましたが、これら3条例の成立によって教育現場がどのようになるのか、予断は許されません。

教育の自由

宮川光治裁判官の反対意見、『教育公務員には特別の自由が保障されている』の部分について、教育公務員だけを特別視していると批判する声も聞かれます。確かに、教育公務員つまり教員だけが特別に、憲法第19条を保障されているわけではありません。

元教員の私は、「自由な教育をつかさどる教員も、自由でなくてはならない。」と、これまでどの裁判官からもなかった、当たり前発言を歓迎しました。今後の私の裁判にも使えると、無邪気に歓迎しました。けれど、労働者意識が欠落していることは真摯に受け留めます。その上でこの批判を考えてゆきたいと思っていますが、私が捉えている「教育の自由」とは、学校という協働の場で、教員がお互いの違いを認め合うことなしに、子どもたちを認めることはできない。教育は権力から自由であるべきものです。そうやっばり、呟いてしまします。



日本聖公会に連なるすべての兄弟姉妹の皆さんが、憲法第九条の改憲に反対し、「平和を実現する人々の幸い」に与かる者とされますように、祈ります。

2004年5月27日 日本聖公会第55(定期)総会
決議第27号「憲法第九条の改憲に反対することを決議する件」より

主よ、私たちは、
戦争で奪われた幾千万の
いのちの叫びから生まれた平和憲法を、
あらためて想い起こします。
この平和憲法を豊かに用い、
今、多くのいのちがおびやかされている現実を覚えて、
主が愛される一人ひとりのいのちを大切にしよう世界へ
歩み出す勇気と力をお与えください。



◎「憲法プロジェクト」とは

2004年日本聖公会第55総会は、「憲法九条の改憲に反対することを決議する件」を採択致しました。この決議を受けて、日本聖公会正義と平和委員会が「わたしたちと憲法第九条」を2005年8月に発行し、全国の教会に配布いたしました。しかし、日本の政治状況は改憲に向けて急ハンドルを切りつつあり、このまま座視することが出来ないということから、「憲法プロジェクト」が組織されました。

このプロジェクトでは、憲法記念日に向けての祈りのポスターの作成、配布やリーフレット、小冊子「神よ、私たちを平和のために」、 「福音と平和憲法（講師 カトリック 松浦悟郎司教）」のDVDなどを通して憲法の大切さを伝えています。また、「憲法は優れているに関わる」として捉えて、そこから憲法20条の信教の自由に関して、「日の丸・君が代」強制問題や憲法25条生存権に関して、貧困の問題などにも関心を寄せています。

日本国憲法

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

〔信教の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

●あとがき

憲法プロジェクト ニュースレター第2号をお送りいたします。改憲に関する状況や問題、各地で行われている路上・野宿生活者、生活困窮者、日雇労働者のための支援活動の紹介、「日の丸・君が代」強制や教育に関する東京都、大阪府の動きなどを掲載しました。どうぞお読みください。